

北海道公衆衛生学会規約（内規）

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は北海道公衆衛生学会と称し、事務所は北海道公衆衛生協会に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 この会は北海道の公衆衛生の進歩改善を助長すべき諸般の学術的調査研究並びに発表を行うをもって目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 会誌の発行
- (3) 公衆衛生に関する調査研究並びに協議
- (4) その他の必要な事業

第3章 会 員

第4条 この会は次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 公衆衛生等に関係し入会を希望する者。
- (2) 特別会員 主として公衆衛生に関する事業を行う機関。
- (3) 賛助会員 この会の趣旨に賛同し理事会において承認されたもの。
- (4) 名誉会員 この学会に特に功労のあった者で、学会総会において推薦された者。

第5条 普通会員になろうとする者は、その旨を理事長に届出、会費を納入しなければならない。

2 普通会員が退会しようとするときは、その旨を理事長に届出なければならない。

3 普通会員で2か年会費を未納となった者は、退会したものとして扱う。

4 普通会員は、学術集会で研究を発表し、会誌に投稿し、かつ会誌の無償配布を受けることができる。

第4章 役職員並びに構成

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 | (2) 常任理事 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 | (4) 評議員 | 若干名 |
| (5) 監事 | 若干名 | | |

2 理事長は学会を代表して会務を処理する。

3 常任理事は常務を処理する。

4 理事は事務を処理する。

5 評議員は会務を審議する。

6 監事は会計を監査する。

第7条 理事長は理事の中から理事会の推挙によって定める。

2 常任理事は理事の互選によって定める。

3 理事は評議員が選定する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て指名することができる。

4 理事は評議員を兼ねることができない。

5 評議員は普通会员の互選によって決める。

6 監事は、評議員の互選により定める。

第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、そのまま職務を遂行しなければならない。

第9条 この会に、学術集会を開催するため、学会長を置く。

2 学会長は、理事会の推挙によって定める。

3 学会長は、理事会の承認を得て、副学会長を置くことができる。

4 学会長は、その任期中理事とする。

5 学会長は、学術集会を主宰する。

6 副学会長は学会長を補佐し、学会長に事故あるときはその職務を代理する。

7 学会長及び副学会長の任期は、前回学術集会終了の翌日から、今回の学術集会終了の日までとする。ただし、再任は妨げない。

第10条 この会に、書記若干名を置く。

2 書記は、理事長が任命する。

3 書記は、理事長の任命により会務を処理する。

第11条 学会長は、次の職員を置くことができる。

(1) 幹事 若干名

(2) その他の職員 若干名

2 幹事は、学会長が指名する。

3 その他の職員は、学会長が任命する。

4 第1項に定める職員は、学会長の命により学術集会の事務を処理する。

第12条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から理事会の推挙によって理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に應ずるが、会議の表決には加わらない。

第5章 会 議

第13条 この会は次の会議をもつ。

(1) 総会 (2) 評議員会

(3) 理事会 (4) 常任理事会

第14条 総会は、毎年1回定期にこれを開く。ただし、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第15条 評議員会、理事会及び常任理事会は、必要に応じ随時開催する。

第16条 総会は理事長がこれを招集し、学会長が議長となる。

2 評議員会、理事会及び常任理事会は、理事長がこれを招集し、議長となる。

第17条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

(1) 会務の報告及び事業計画 (2) 予算及び決算

(3) この規約の改廃

第18条 次の事項は、評議員会に付議しなければならない。

(1) 総会に付議する事項 (2) 総会より委任された事項

(3) その他必要な事項

第19条 次の事項は理事会に付議しなければならない。

(1) 事業の執行方法 (2) 総会及び評議員会から委任された事項

(3) その他必要な事項

第20条 次の事項は常任理事会に付議しなければならない。

(1) 事業の執行方法 (2) 理事会から委任された事項

(3) その他必要な事項

第21条 評議員会は評議員の3分の1以上出席がなければ開催することができない。ただし評議員会に出席できないものは、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

第22条 表決は各会議とも、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第23条 必要あるときは評議員の決議をもって総会の決議に代え、次の総会に承認を得るものとする。

第6章 資産及び会計

第24条 この会に基金を設ける。基金は理事長が管理し、その方法は理事会の議決をもって定める。

第25条 この会の経費は次によって支弁される。

- (1) 会費及び拠出金
- (2) 助成金、交付金及び補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第26条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 普通会员の会費の額及び納入時期は、別に定める。

2 特別会員並びに賛助会員については、別に定める額により拠出金又は会費を納入するものとする。

第28条 学術集会の費用は特別会計とする。

2 学会長は、前項の費用に充当するため、出席者より学術集会参加費、その他を徴収し、又は寄付金等を受けることができる。

3 学術集会の決算は、次回の総会に報告しなければならない。

第29条 この規約に規定するもののほか、本会運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって理事長がこれを定める。

附 則

この規約は昭和24年8月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は昭和26年12月26日からこれを改正施行する。

附 則

この規約は昭和32年12月13日からこれを改正施行する。

附 則

この規約は昭和43年11月15日からこれを改正施行する。

附 則

この規約は昭和55年11月20日からこれを改正施行する。

附 則

この規約は昭和61年11月13日から改正し、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年11月27日から施行する。

附 則

この規約（内規）は、平成14年11月21日から施行する。